

第415回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和4年7月26日（火）午後1時30分～同3時30分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 報告事項

- (1) 海区漁場計画（素案）について
- (2) クロマグロの資源管理等について
- (3) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
- (4) その他

3 議事

第1号議案

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の要望事項について

第2号議案

新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の協議事項について

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄
委員 鈴木 重作、飯塚 厚司、本間 和憲、佐藤 一道、
伊原 光臣、佐藤 栄一、矢口 明子

山形県漁業協同組合総務部指導課

課長

佐藤 健

山形県農林水産部水産振興課

水産行政主査

渡邊 洋子

山形県水産研究所

所長

阿部 信彦

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

課長補佐

高橋 伸明

月峯船長

菅原 雅直

機関長

齋藤 勝三

漁業調整主査

佐藤 由夏

山形海区漁業調整委員会事務局

海区漁業調整主査

大川 恵子

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第415回山形海区漁業調整委員会を開会します。初めに会長より御挨拶をお願いします。

会長 皆さん、お暑いところ、お集まりいただきありがとうございます。最近いろいろ老人問題がありますけれども、我が家に老人じゃなくて超高齢犬がいまして、これまで元気だったのですけれども、一週間前から体調を崩して、人間と同じですね、誤嚥性肺炎、心肥大、腎機能低下、だいたい我々の何年後かを見ているようなのですが、実は食べ物の嗜好がガラッと変わってしまいました。今要するに、魚しか食わない、肉を食わない、でもお刺身はいくらでも食べる、焼き魚も好き。かまぼこも石巻のかまぼこは食べる。なくなつたので、帰りにスーパーで似たようなかまぼこを買つたら食べないので。人間よりも味覚と臭覚が敏感なんだなと思って、庄内の自身の魚であればどう調理しても食べるので、なるべく私も釣って調達しようと思っているのですが、調達できないところは市場から求めるしかないなと思って、水産資源の大切さを犬をとおして痛感したという次第であります。まあそれは冗談ですけれども、味覚が変わってしまったというのは本當で、今日もいろいろと水産資源に関わる問題等がありますし、今年の3海区協議会は書面開催となると思います。3海区はこれからも続けていきたいですし、活動を廃れないように書面会議でも十分な議論がされて、3海区これからも関係を維持していくみたいと思いますし、いずれ近いうちに3海区の皆さん集まれることを楽しみにしております。迅速に進めて実りある成果を残して本日の委員会を終了したいと思いますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

事務局 はい、ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では、会長、指名をよろしくお願ひします。

会長 議事録署名委員には、佐藤一道委員、佐藤栄一委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同 はい。

会長 では、お二人、よろしくお願ひします。

事務局 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(委員に配布した資料が揃っているか確認した。)

それでは会長、議事の進行をお願いいたします。

議長 はい。ではお手元の次第に従つて進めさせていただきたいと思います。まず最初に、報告事項の方からやつていきます。報告事項の1「海区漁場計画(素案)について」ということで、農林水産部水産振興課から御説明をお願いいたします。

渡邊主査 令和5年度に共同漁業権及び定置漁業権の免許切替えを迎えるにあたり、県では海区漁場計画の作成手続きを進めており、その進捗状況について報告させていただきます。

資料の1ページ目をご覧ください。知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに、海区漁場計画を定めるものとされています。海区漁場計画には、漁業権に関する事項と保全沿岸漁場に関する事項を定めることになっておりますが、本県では漁業権に関する事項のみ定めます。

海区漁場計画作成のスケジュールですが、これまでに漁業者の要望調査や関係機関との事前調整を行ってきており、海区漁場計画（素案）の作成を進めております。現時点での素案を3ページ以降に載せております。現時点で作成中の素案で、まだ確定したものではないため、今後、文言等の修正もあるかもしれません、8月にパブリックコメントをする予定です。

意見について検討を加えて、海区漁場計画（案）を作成し、10月に委員会へ諮問、11月に公聴会の開催、令和5年2月に委員会より答申をいただき、3月に海区漁場計画を公示するスケジュールとなっています。ここには、海区漁場計画の公示までのスケジュールしか載せておりませんが、この後、共同漁業権と定置漁業権についてそれぞれ免許申請期間があり、共同漁業権は令和5年9月1日、定置漁業権は令和6年1月1日に免許となります。

2ページ目をご覧ください。現行の漁業権免許内容からの主な変更点です。まず、漁場の区域についてです。（1）① 海共第2号において、漁業権除外区域を拡大しています。酒田港北港地区防波堤（北）（第二）延伸事業に伴い、平成26年6月23日付で山形県漁業協同組合と国土交通省東北地方整備局酒田港湾事務所で、漁業補償契約を締結しており、その漁業権消滅補償区域について除外するものです。図面を準備しておらずわざりにくくて申し訳ありませんが、4ページの海共第2号の漁場の区域において、1～21で囲まれた区域を除外しておりますが、この10～13で囲まれる区域が今回拡大する部分であり、面積としては87メートル×236メートル、約2万平方メートルが除外区域として拡大します。（1）②ですが、水産庁の通知により、海面における漁業権の漁場の区域は、対応が困難な事情がある場合を除き、緯度経度による表記により定めることとされており、漁場の区域の表記を緯度経度の表記に変更しました。現行との比較を載せておらずすみません、変更箇所については下線を引いている部分になります。4ページを見ていただきますと、例えば、海共第2号の1の点は、従来の表記では「旧酒田灯台から20度53分18秒4,841メートルの点」となっておりましたが、資料にお示しのとおり「北緯38度59分08.4秒東経139度50分28.4秒の点」という表記としております。

（1）③ 表記を一部修正しており、囲まれた区域を表記する際に、従来は「各点を順次直線で結んだ線」としていましたが、「各点を順次結んだ線分」としております。

次に、漁業の名称及び漁業時期についてですが、（2）① 海共第2号、第3号、第4号において、第二種共同漁業に「さけ刺し網漁業」を追加しました。さけ刺し網漁業の新規設定については、前回平成25年の漁業権免許切替え時に海面漁業者からの要望があり検討しましたが、調整がつかず漁業権の内容として設定しなかったものです。現状は、さけの漁獲は「混獲」の扱いとなっていますが、操業実態に合わせ、さけを目的とした刺し網漁業として「さけ刺し網漁業」を新規設定するものです。それから、（1）②漁業の名称について、刺し網漁業の表記が、従来は「さし」が平仮名で表記していましたが、省令や漁業調整規則における表記とあわせまして「刺し網」（漢字の刺すに平仮名のし）に変更しました。

次に（3）定置漁業に関する部分です。前回平成31年1月1日の免許では、鶴岡市三瀬地先の海定第1号と、鶴岡市鼠ヶ関地先の海定第2号を免許していました。海定第2号については、このたび、定置漁業を辞めるということで、漁業権の放棄により漁業権消滅の登録をしたため、海区漁場計画素案には設定しておりません。

議長 はい、ありがとうございます。みなさんの方から質問、御意見等ありましたらお願ひします。表示につきましては、従来の起点と方位角と距離という非常に現地再現性の乏しい表記から座標表記になったということによりわかりやすくなつたということはあるかもしれません。あと、海共4号についてはどうしても方位角問題が出てくるのですけれども、これについては磁針方位ではなくて真方位とするというのは、新しく加わったということなのですよね。ラインが書いてある。

渡邊主査 7ページの海共第4号のところでしょうか。方位は真方位とするというのが、今まで各免許番号のところにもっと前のところに記載されていたのですけれども、今度は座標表記をすることによってその説明が不要になつたので、方位は真方位とするという説明が海共第4号にのみ必要になつたということで、こちらに書いております。

議長 前の海共4号の区域の方には方位角が出てくるところはあったのですか。

渡邊主査 ありました。

議長 前は方位角があつたけど、磁針方位と真方位のことが書いてなかつたのではなかつたかな、違つたかな。

渡邊主査 前は、海共第4号の①の説明のところに方位は真方位とする、以下この表において同じという記載がありました。

議長 ああ、なるほど、記載の場所が変わつたというラインなのね、わかりました。皆さん特にございませんか。

一同 (特になし)

議長 あと一つ、さつきの起点プラス方位角プラス距離が座標になつたことは大変ありがたいのですけれども、おそらく、私のGPSも皆さんのGPSも秒については60秒表示ではなくて、○○. ○○○分という3桁の表示になつていると思うのですね、皆さんの機械は。違いますかね。漁業者の方でGPSの一番下のところ、3桁じゃなくて、60進法の秒表示になつてあるGPSをお使いの方っていませんよね。鈴木委員どうですか、秒じやなくてほとんどロランを見てますか。

鈴木委員 はい、ロランです、すみません。

議長 みなさんロランですね。で、要はこれ、海共2号も3号も4号もそうだけど、○○. ○秒のところを単に1,000かけて60で割つてでやると、だいたい皆さんの持つてゐるGPSの例えれば海共2号の1番がありますね、50分28.4秒というのは、皆さんのGPSでは50.473分ということですね。だから、これは私は皆さんの船の表示と合わせた方がよりぱつと現地の確認がしやすいのでいいのじゃないかなと。ちなみに、この山形県が発行している遊漁のルールとマナーってありますけれども、これも秒表示していないのですよね、.000分表示してますよね。なので、こういったものはなるべく統一した方がわかりやすいと思うし、みんなが持つてゐる機械の表示に合わせた方が現地再現性が

より高くなるので、私はいざれ遊漁のルールとマナーという山形県の冊子と同じように分秒表示ではなくて、分表示3桁の方にした方がよいと思うのですが、水産振興課の方ではどのように考えるのでしょうか。

渡邊主査 この漁場計画は、県公報の方にも載せて公示するものでけれども、公示の方は度分秒で出したとしても周知する際は並記したり度分コンマ3桁で変換したものを並記してお知らせするなどが対応した方がわかりやすいのかなと思います。ただ、この計画そのものについては、水産庁の方の示し方の例に倣って作りまして、また、隣県の新潟や秋田の示し方とも合わせた方がいいのかなというふうに考えて、素案ではこのように考えていたところでした。

議長 ちなみに、月峯とか最上のGPSって60秒表示になっているのですか。

菅原船長 どちらもできます。

議長 どちらもできるのね。通常どちらを表示しますか。

菅原船長 両方使っています。2台も3台も付けているので、すぐ両方見られるようにして

議長 まあ、役所の船は3台付けられますけど、なかなか一般的の船は1台しか付けられませんからね。

菅原船長 月峯は位置を見なくてはいけないので。

議長 なるほどね。はい、わかりました。他に何かございませんか、よろしいですかね。

議長 あと、もう一つ、海共2号と海共4号って、要は、全体集合から部分集合を除くという形になっているのだけれど、海共2号と海共4号というのは、表示の仕方が違うのですよね、なぜ。私はどちらでもいいと思うのだけど、海共2号方式に合わせるか、海共4号方式に合わせるか、どっちかの方がわかりやすいと思うのですよね。山形県の海共の中で、全体集合から部分集合を除くという表記をしながら、なぜこんなに違うのか。海共2号の人が海共4号に行くということはないのかもしれないけれど、でも同じ山形県の海なので、これも私は将来的には表記の仕方をまとめた方がよいのではないかと思うのですけれどね。これ作業していて気付かなかつたですか。

渡邊主査 確かに海号第2号の方は、これこれの区域からこれこれの区域を除いた区域というふうに表記をしていて、一方で海共第4号、7ページの方ですと、①の区域から②の区域を除いた区域、で①はこれこれの区域、②はこれこれの区域というふうに書きぶりが違っているのですよね。ただ、海共第4号を第2号のように書こうとすると、②の説明が長いので非常にわかりにくくなるので。

議長 だから、海共2号を海共4号に合わせるとわかりやすいですよ。だって、2号のものはすごいわかりにくいですよ。だから、2号に合わせるというよりは4号に合わせるのがいいと私は思う。将来的な課題として検討いただければなと思います。こういったものは、県民が見た時により見やすくわかりやすくということが大事だと思うので、そ

の辺は表記を似せた方が見る側に対して親切だと思うのです。どうしても、この第2号表記と第4号表記しか選べないという何か事情があれば別なのですが、私が見たところ、第4号方式に第2号方式を合わせることは難しくはないと思うのですよ。見た時はたぶんその方がわかりやすいと思うのですよ。まあもし違うというのであればちゃんと理由を示して言っていただければいいのですけれども、そうでなければ、私はなるべく表示は合わせた方が皆さんわかりやすいのではないかなと思いました、御検討ください。

伊原委員 今の件ですが、2号海区、これは、除くということは、ここは漁業権消滅区域ですよということ。

渡邊主査 そうです、1から25まで。

伊原委員 たぶん、酒田港がどんどん消滅区域が増えていった、それから、複雑だということでこんなふうになっていると思うのですが、そうせざるを得ないのかなと思ってみました。こっちの方の事情と、4号の事情が違うなど。どっちがいいのかは別として、一般の人を見てわかりづらいというのは確かです。

議長 事情があるのなら別ですが、事情がなければ合わせてほしいなど、その辺の事情があるかどうかは御検討ください、今日は時間がないので。では、報告事項1よろしいでしょうか。

一同 一異議なし

議長 次の報告事項2の方に移りたいと思います。報告事項2クロマグロの資源管理等についてということで、水産振興課の方からお願ひします。

大川主査 報告の2につきましては、クロマグロの関係の報告になりますが。1つは遊漁の広域委員会指示の関係、もう一つは県の漁船漁業の関係の報告になります。まず追加でお配りした水産庁のホームページの抜粋資料を御覧ください。今年6月からの遊漁の委員会指示による規制につきましては、小型魚は前回の指示同様で採捕禁止、大型魚は前回は全体の管理トン数のみで規制をしましたが、今回の指示ではさらに1人1日1尾までの採捕に制限し、昨年同様水産庁への報告を求めるとともに、時期を区切って採捕する数量の目安をお示ししていまして、6月10トン、7月8月の2月で10トン、9月10月で10トン、11月12月で10トンを目安として示しておりますが、管理期間全体で40トンに収めるということになっております。今の時期、7月と8月の2か月で10トンという目安でしたが、7月の採捕数量が増加しているという理由から、7月16日から8月31日まで採捕の禁止となっております。報告の1ページ目の資料につきましては、広域委員会指示に基づく遊漁のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る公示について、水産庁から関係都道府県や全国漁業協同組合連合会、遊漁関係団体等へ出した事務連絡をお付けしております。全国3つの広域委員会指示に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間を公示し、7月16日から8月31日まで採捕禁止となつた旨、これにより連絡されております。2ページから4ページまでが公示の内容となっておりまして、それぞれ広域漁業調整委員会会長公示となっております。

なお、6月につきましても採捕数量の積み上がりがあり、6月25日から30日までの

採捕禁止期間として同様の公示がされております。

今後は8月末までの禁止期間を経て、また9月から採捕が再開されるものと思いますが、来年3月末までの管理期間全体で40トンという数量におさめる管理方針ですので、今後の管理について全体調整としてどのように対応するのか、水産庁から示されていくものと思います。

続きまして2つ目の県内の漁業関係の報告となります。今日お配りした差替えの9ページに参考として今期のくろまぐろ管理状況7月25日現在の速報値を載せておりますので、ご覧いただきたいと思います。小型魚につきましては、漁船漁業の方には25,900キロの配分に対し漁獲が21,104キロということで、消化率は81.5パーセントとなっております。定置漁業の方は200キロの配分に対し20.7キロで10.4パーセントの消化率となっております。一方、大型魚については、定置漁業の方はまだ漁獲はありませんが、漁船漁業の方は13,000キロの配分に対し、漁獲は12,975キロ、消化率99.8パーセントとなっており、割り当てた枠を超える恐れがあるということで7月15日付で採捕禁止にかかる告示を出しましたので、その御報告になります。告示については5ページ目からご覧ください。こちらの山形県公報の目次から見ていただきますと、最初に告示の記載があり、3番目の告示、山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則第4条第1号の規定による認定と記載があるものです。ページをめくっていただきまして6ページ目の方に山形県告示第588号とありますので、ご覧いただきたいと思います。山形県特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則 第4条第1項の規定により、山形県資源管理方針に定める山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が当該山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業にかかる知事管理漁獲可能量を超える恐れが著しく大きく、漁業法第33条 第2項第1号に掲げる場合に該当する認めると令和4年7月15日に告示を行いました。7ページにこの告示についての説明等がございますので、ご覧ください。この告示により、翌日の7月16日から令和5年3月31日まで漁船漁業のくろまぐろ（大型魚）は採捕禁止となりました。ただし、他の県などから枠の譲渡などがあり漁獲可能量を超える恐れがなくなった場合は、禁止は解除となります。禁止期間中に漁船漁業でくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金の罰則規定が適用される可能性があります。8ページの方にはご参考まで先ほどの告示に記載のあった漁業法33条第2項の抜粋と、県規則第4条の抜粋をお示しておりますので、参照いただければと思います。報告は以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、御意見・御質問等ありましたらお願ひします。

飯塚委員 現時点では他県からの譲渡はないですか。

大川主査 そうですね、譲渡いただければ一番ありがたいのですけれども、希望は出していますが、今のところ譲ってくださるという県はまだないということになります。

議長 もうちょっと時間が経って、獲りきれないことがわからないとなかなか譲渡はしないのではないか。しかし、漁業法の表示がこうだから、県公報もこういう表現になるのだろうけれども、今回はもう大型魚の残りがもう25キロなわけですよね、大型魚だから30キロ以上なわけだ。ということは、1尾でも獲ればオーバーする恐れが著しく大きいのではなくて、間違いなくオーバーするのですよね。残り35キロあれば、30キロだ

ったらオーバーしないけど、40キロだったらオーバーするので、可能性が著しく大きいと言えるのだけれども、今回25キロしかないから、1尾でもとれば間違いなく超えるので、超える可能性が著しく大きいのではなくて超えると断言してもいいと思うのですけれど、やっぱり公報はこういう書き方になるのですかね。いかがですかね。まあ、漁業法の条文を引用しているからこうなるのか。

大川主査 条文を持ってきているので、そういう表現になっているものと考えます。

議長 実際は可能性が大きいのではなくて、間違いなく超えるのだよね。

大川主査 1尾でも獲れば超えるということです。

議長 まあ、あまり細かいことは言いませんけど、ちらっとその辺どうなのかなと思ったので。ちなみに、レジャー船の反応なのですけれども、いろいろ私も情報を持っていますが、やはりレジャー船も7月途中からもう禁止になったのですけれども、それを違反して釣りに行っているという情報は、私は今のところ入手はしていません。それからこのバグリミット制について、やっぱり皆さん結構守らなくてはいけないと思っている人が多いように見えます。なぜかというと、遊漁船はたくさんお客様を乗せていくから、このバグリミット制ができるからも採捕可能な期間は、お客様はどんどん来ますよね。で、変わったのは、要するに遊漁船じゃなくて、純然たるプレジャーで、自分1人で行って釣ってくるという人。私の知り合いに何人もいるのです。彼らが行かなくなつたのです。理由はたぶん、こうなのですよ。やっぱり飛島まで行って、あちこち走ると今軽油高いでしょう、燃料代がかかるのですよ。すると、30キロ以上のヤツを1尾だけ釣ってきても、燃料代がかかるとペイしないのですよ。遊漁船は燃料代をかけても例えば8人載せていけば、飛島だと1人1万2千円だから、9万6千円入るでしょう。燃料代3万～4万円かけてもペイするのです。だけど、一人で行く人は、やっぱり小さい船だとしても飛島まで行って往復すると百何十リットル食ってしまうので、どうしたって燃料代が2万円くらいかかるのですよね。そう考えた場合に、1本だけ釣ってもペイしないのですよ。だから、一人で今まで釣りに行っていた連中が行かなくなつた。ということは、やっぱり過去に行っていたというのは、1人で何尾も釣ってきて、たぶん1尾は自分で食べて、残りは何らかの方法で流通に乗せていたと思うのですよ。そういう意味で、ある意味、業として獲っていたのですね、それが、個人で釣りに行く人が、皆無ではありませんけど、ガタつと減ったということは、やはりバグリミット制が周知徹底されたということもあるし、やはり、過去の実態が販売目的、2尾目からは販売目的だったのではないかなど推測されますよね。だから、このバグリミット制、どうやって管理するのかとか、取締りなんか実効性がないだろうとかいろいろ問題もあるのですけれども、少なくとも、山形県に関してみると皆さん私が想像していた以上にまじめで、かなり守られているのではないかなど私は自分の周囲を見て感じました。ただ、漁師の皆さんのがいや違うぞと、ダメと言ってから釣っている人みたことあるぞという情報があれば別なのですけれども、私が見ている限りではかなり守られているのかなというのが個人的な感想ですけれども、漁業者の皆さんのはいや違うぞ、違反があるぞということで目撃情報などあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。鈴木さん、どうですか。

鈴木委員 いや、違反情報は入ってきていません。

議長 栄一さんはどうですか。

佐藤栄一委員 僕も聞いていない。

議長 私が何となくかなり守られているようだと思っているのは、実際、実態に近いのですかね。だから、やっぱり私、過去には販売目的だったと思うのですよ、遊漁船じゃなくて、個人で行く人は。なので、このバグリミット制については結果的には良かったのではないかなと思いました。報告事項なので、皆さんから特になければ、よろしいですか。

一同 (特になし)

議長 はい、では報告事項2は了承ということで、次、報告事項3に移らせていただきたいと思います。

議長 報告事項3は令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果ということです、今年度も集まることはできなかったのですけれども、事務局の方から報告をお願いいたします。

事務局 報告3の資料を御覧ください。令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で開催予定地とされていた宮城県での開催とはならず、各委員が表決書を提出して決議する形となりました。資料を1枚めくっていただきますと、裏面には書面表決結果がありますが、議事といたしましては4つありました。第1号議案としては令和3年度の事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認についてということで、通常総会やブロック会議、中央への要望等の事業についての報告、そして収支決算と剰余金処分については翌年への繰り越しということで、承認しております。第2号議案につきましては、令和4年度事業計画書案、及び収支予算書案の承認についてということで、例年どおりの事業の計画でまずは通っておりますが、収支予算案としては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止や縮小等に伴い繰越金が過剰となったため、特例措置として令和4年度会費を全会員が免除されております。第3号議案につきましては、中央要望活動ということで協議事項でございますが、うしろに資料をお付けしているとおりですが、15ページの方に新規要望項目が載せておりますのでご覧いただきたいと思います。新規要望としては4つ項目ありました。15ページの上方から、1つ目は海区漁業調整委員の資質向上について、2つ目は成長対策の具体化、3つ目は遊漁者の資源利用の実態把握、4つ目は同じく遊漁の関係ですが、遊漁者の資源管理の協力、これらが新規要望項目として挙げられております。他の継続の項目につきましても内容についてお時間許すときにご確認いただければと思います。第4号議案につきましては、資料はおつけいたしませんでしたが、次期通常総会の開催地についてということで、こちらは東京都の開催が決議されております。簡単ですが、御報告は以上です。

議長 今年も集まることはできなかった全国会議ですけれども、そのために、お金がどんどん余って、会費を集めなくてもいいことになったという話です。ただ今の御説明について、質問御意見等ありましたらお願ひします。

佐藤栄一委員 24、25ページの新たな資源管理等について、と書いてあるのですけれども、マガレイとか、いつからどうなるとか、具体的なことはまだ決まっていないのか、山形県の場合どのようなことになるのですか。

議長 これ、要望事項ですけれども、要望事項を受けて水産庁がということになるのでしょうかけれども、こういった問題について、県の方で予定があるかということですね。

佐藤栄一委員 そうです、何か説明やってくれるかどうか。

議長 説明できることありますか。

大川主査 ちょっと今手元に資料がないのですが、新たにTACを開始する魚種では、水産庁の方で進めているところなのですけれども、今のところ、TACの管理がそのぎ魚種の大勢を占める方の県に何トンと割り振るTACの管理なので、今検討を進めているものについては具体的に山形は何トンと付くものはないが、今後検討が進むとTACの規制がかかってくる可能性はあると思います。

佐藤栄一委員 出して何年とか目途はないのか。

大川主査 確認しまして、またご連絡したいと思います。

議長 よろしいですか。他にはありませんか。

飯塚委員 今の話で、魚種などは水産庁から聞いている魚種はないのか。

大川主査 今検討している魚種はあるのですが、改めまして、お知らせしたいと思います。

飯塚委員 はい。

議長 じゃあよろしくお願ひしますね。次回にでもわかったところ追加で報告していただければと思います。

議長 他にはいかがですか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 どれがいいか悪いか、1つの考え方なのですが、マグロの今の規制のことを考えた場合、当然国で決めたことの指示を仰いで地方が動くというのがベストかもしれない。でも、それによって相当地域が翻弄され、漁業がひっちゃかめっちゃかになってしまった現状も一方ではあるわけです、マグロの場合。だから、それを踏まえて、栄一委員が質問したことに関して、1つまず、国の指針なり方針を見てから動くというのはまずいいけど、だいたいの方向性は見えているのだから、地方ではどうするのだ、同時進行で県も今は資源がなくなっているのだから、どうするのか議論しながら国の動きを見ながら、県独自でこの水産業維持するためにということで、議論を進めていった方がいいと思うのですが。

議長 今のはクロマグロ限定ではなく、全魚種ということですよね。

鈴木委員 はい。あくまでもクロマグロで各地方が翻弄されたでしょうという反省点を踏まえて、今後、水産庁がTACにIQなど導入しようという問題は出ています。だから、それはそれでいい。その指示をシステムを常に注視しているのはいいが、県独自でIQなりTACをどうやって使ってどうやって山形県の水産業を維持するかということを念頭においた議論を常にすることがいかがなものかなと。

議長 それは、要するに、言い換えると将来的にTACやIQがもうちょっと徹底されることを想定して、今から県の方で独自に準備をしていく必要があるのではないかという。

鈴木委員 ああ。

議長 そういうことですよね。国と違うルートを決めるわけではなくて。

鈴木委員 はい、だから、あくまでも、マグロの例を出して悪いが、国はこうしましよう、ああしましようと言いました、動きました、でもあまりにも各魚種や漁法があり、漁村文化があって、1つのマニュアルで統一できないがゆえに管理を分散し、地方に移譲し、地方が常に翻弄され、これで水産庁もいろいろ動きながらまた翻弄されという、まあ、ここに至るマグロの管理の流れがあるわけだから、その反省点を踏まえた場合、今後、国がTACやIQの新たな資源管理をする場合に、翻弄されない地方ということを考えた場合は、当然やっぱり山形県はどうするのかを常に議論しておく必要はあると俺は思います。

議長 マグロは国のまた上に国際条約があるので、その制約ということもあるから、なかなか難しい面はあるかもしれないけれども、それ以外の一般魚種を見た場合に、ある程度国の中の問題なので、将来的なTACやIQを想定して、要するに、上からドーンと降りてきたときに、現場が混乱しないようにというようなことですかね、今の鈴木委員の言いたいことは。

鈴木委員 だから、いつも言うが、常に物事を考えるときに指示待ちになるが、自分たちで提案しながら、地域の地方の知恵を持って行かないと、これからは産業として維持するのが難しい時代だと思う。もっと前を見て建設的な議論をするべきではないのかなと思います。

議長 行政プラス海区プラス漁協みたいな。そういうみんなで意見交換ということもあるのですよね。

鈴木委員 当然1つの産業を構築するためだから、漁協もだし、流通もだし、消費もだし、全ての関連でなければビジネスとしてならないから。じゃあだれがリーダーシップをとるのかとなるけど、だからそこまで水産庁はできないから、それをするのは地方の行政がやるべきことと俺は思う。だからそれをポンと投げつけられて、はいはいって急速に、早急に議論しなければならないというのができないのだから、ある程度の方向性は見えているので、見えている中での議論、じゃあ山形県はどうしましょうか。漁業法のときもそうだし。何年も前から漁業法はできます。こういうふうにしますよ、決定はま

だですよといいながら議論はずっと先延ばしにし、決定になってからバタバタ議論して、言葉は悪いけど間に合わせな地方の制度になったという流れもあるものだから、もうちょっと建設的な方法があると俺は思うのですけども。

議長 泥縄でバタバタしないようにするためには、そういったことを誰が、いろんな関係団体を集めるといったことも必要なのでしょうかけれども、そこで誰がリーダーになるのかは難しい問題ですよね。そこは、核になるのがね、どうなのですかね、やっぱり漁協なのですとかね、核になるのは。鈴木委員はその辺具体的な意見はあるのですか。

鈴木委員 あたたって、みな投げやりだ。場当たり的な対応しかしないから。

議長 山形県はまだ、単一漁協になって長いし、まだ山形県は他県に比べればそういうことはやりやすいでしょうね。実は私、昨日別件で石川県の漁業協同組合の副組合長と話をする機会があったのです、ベニズワイの方の話なのだけれど。そのときに行っていましたけれど、石川県は昔ものすごい数の漁協があつたらしいです。能登半島に何十もあつたと。で、地域事情も違う、だから、漁協が単一漁協になって十何年になるけど、何かまとめるときに大変だと言っていました。なんたって、元の漁協がものすごくあるわけだ。それで、山形県は元々単一になって長いから、山形県なんかその辺まとまりがいいでしょうねと言われました。確かにそういうことがあるから、山形県はやりやすい環境なのでしょうね、元々の漁協の数が少ないし、単一漁協になってから長いですからね。あまり、地域、地域の対立があまりないのではないか、山形県は。

鈴木委員 それも、どっちにしてもメリットデメリットがあって、山形県の場合は県1本ということがある、ベンチャーがビジネスとしてはなかなか、常に他力本願。だから、上からの行政指導が待っているという。そうすれば無難だから。でも、能登とかあつちの方は、大きい消費地もあり、単協でけっこう水揚げがあり力があって、なかなかまとめられないという中での県一本は難しいのだろうけれど、そこがやっぱり地方、地方のシステムなり、色なり、特色なりがあって、それを翻弄されないためにも山形県の場合はこうですと常にリサーチしながら議論しながらいろんなシステムの提案に対応できるような環境づくりというのは必要じゃないのかなと俺は思います。

伊原委員 まず、協同組合は何の目的、何をするのか、その原点なのだ。だから、行政とは違う民間の1法人で、最高決議・決定は総会、1人1人の組合員、だから、相互扶助の考え方。それが組合の原点。その上で、資源管理とか、信用事業とか、販売事業とかどうやっていくか。で、それは、漁協の職員が決めるものでもないし、総会で決議をして、それを執行してやっていくのが理事会であると思っている。だから、組合員の意見をどう吸い上げていくか、それが我々の仕事かなと思っています。で、いかに理事会で決定して下に落としていくか、とにかく誰か1人の考え方でドンと進むということは、民間企業の沙汰の決定でドンといふということはないので、勉強しなければならないということはあるけれども、やはり漁業者も我々役員も今までとは違うのだと、資源管理をどうするか、じゃあ、その間、我慢してくれとなったときに、当然経営も大変になってくるから、その間どう繋ぐか、その資金はあるのか、その辺は考えていかないとダメだと思う。だから、今、鈴木委員が言ったとおり、国が漁獲可能量を示したときに、山形県にマッチしているのか、マッチしていないときどうするのか、それから我慢しろと言われたときに、漁師の経営はどうするのか、その辺はきっちり国もその

辺のことを担保するような意見がなければ我々としてもやっていけないという思いだ。またもう1つは、協同組合というのは、組合員が最高決議機関ですよ、その上で今言った資源管理もいろんな浜事業もやっていくと、ということで、あまり今の答えにはなっていないかも知れないけれど、そんな考え方で役員は進んでいきたい。

議長 まあ、漁協の総会の持ち方とかもあるでしょうけど、私は農協と漁協と両方仕事をしていますので、農協の総会も漁協の総会も出ていますけれども、思ったのは、今年は田川農協の総会などは、いわゆる荒れる総会で、質疑応答が2時間もあって、それでもなるべくなるべく時間がなくなるので、途中で質疑応答を打ち切って議決したという状況です、田川農協は。で、発言の中には緊急動議で何やっていたかというと、役員総辞職しろとか、そういう激しいやりとりがありました。で、思ったのは、私も漁協の総会にずっと出てますけど、質疑応答1回もないのですよね。私、何年も出て、質問が出たという記憶ないです。特に今年は令和3年度が大赤字だったじゃないですか、にもかかわらず、誰も何も文句も言わなければ意見も言わない。この風潮は何なのかなと実は正直思っています。

伊原委員 海区調整委員会では、そういうことを議論する場でないので。

議長 ただ、もうちょっと活発な議論があつてもいいのかなと感じました。ちなみに、石川県の場合は、元の漁協がいっぱいあるので、理事1人決めるのも、何で今期うちから出ないのかというようなことで、結構大変だそうです。ということで、私は今の鈴木委員の提案については、確かに必要性はありますけど、どこがどう核になってどう動くかということはなかなか難しい問題ですね。その点は鈴木委員何か考えありますか。

伊原委員 漁協の話は、また別の場で議論したらどうでしょうか。

議長 そうですね、わかりました。報告事項は了承ということでおろしいですか。一道委員どうぞ。

佐藤一道委員 新規要望の海区漁業調整委員の研修というのは、何かこういったことをやろうという例みたいのはあったのでしょうか。

議長 これは、具体的な例も話がありますか、こういうことをやって、こういう研修会をやるとか、こういう視察をやるとかありますか。

事務局 そういう具体的な話は聞いていません。

佐藤一道委員 これ、今年度というか、来年度の取り組みとしてこの要望が決議されたという。

議長 今年度の要望事項で、来年度以降に行政の方に反映してほしいというそういうことですよね、内容としてはね。

佐藤一道委員 わかりました。

議長 まあ、これももうちょっと具体的な研修とか視察とか手法を挙げて、それに対する予算要求とかそういうところまで話がいくともっと具体化するのですけど、現時点ではこのような抽象的な要望にとどまっているということなのでしょう。

事務局 そうですね。

議長 ですよね、あまり具体的な情報にはなっていないみたいですね。他はよろしいですか。

議事

第1号議案 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の要望事項について

議長 はい、では報告事項を終わりまして、続きまして議事の方に移らせていただきたいと思います。今回は議案は2つあります。全漁調連の日本海ブロックの方への要望事項と、2つ目は3海区での協議事項ということで、最初、第1号議案、全国漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議における要望事項についてということで、これにつきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 資料の1をご覧ください。資料の方には、令和3年度の当海区の要望事項4つについてあげさせて頂いておりまして、その後ろに日本海ブロックの要望全体の資料をお付けしています。

1つめの要望は1ページ目になりますが、山形海区の単独の継続を要望ということで、プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化についてでございます。プレジャーボートの利用者に対しての賠償責任保険の強制加入の法制化、対人のみならず物損被害の補償の充実を求め、法制化までは任意保険への加入促進を求めるものです。こちらの内容につきましては、平成25年からプレジャーの関係で要望をあげており、一部内容を修正しながら要望を継続しているものでございます。

2ページにある2つ目の要望につきましては、沿岸漁業と大中型まき網漁業について、山形海区単独での船舶位置監視システム・VMSに関する継続要望となっております。この船舶位置監視システム、VMS、の要望につきましては平成25年から行っておりまして、平成25年の当初ではVMSの設置を連絡船や運搬船にまで義務づけることということで要望を始め、形を変えながら去年もこの形で要望しているというものでございます。

なお、3ページ目から4ページ目には関係する要望をとりまとめた日本海ブロックでの要望を掲載しております。

3つ目の要望としましては、太平洋クロマグロの資源管理についての要望事項ということで、前年の新潟、富山、石川、福井に加え、くろまぐろについて要望のある他の海区、青森県西部、秋田、京都、鳥取、島根も合わせた合同での提案ということで、ブロック会議事務局の方でとりまとめ、クロマグロの資源管理について歩調を合わせた形での要望となっております。こちらは当海区は平成26年から要望しているもので、少しづつ形を変えながら継続して要望しているものでございます。漁獲枠の配分に関する沿岸漁業への配慮や小型魚保護対策の検討、定置の再放流の手法検討、資源管理強化に伴う経営支援策や減収補填策、くろまぐろの産卵量確保のための巻き網対策強化、遊漁者や遊漁船業者に対する国の指導などが盛り込まれた内容となっております。

4つ目の要望としまして、8ページ目のミニボート利用者の危険行為防止についてで

ございますが、こちらは、新潟、佐渡、富山、石川、福井と一緒に継続要望をしているもので京都と山口もとりまとめられての要望となりましたが、もともとは山形海区としては平成29年から要望としているものでございます。ミニボートは手軽に始められるため利用者が増加していますが、利用者の多くは海の基本的なルールやミニボートの特性を認識しないまま遊漁を行ったりするので、漁業に支障が生じていますし、保険に加入していることは多くないので損害を生じさせた場合に補償が十分ではないという実情がありますので、記載のとおりミニボートの航行範囲の制限や夜間航行の禁止、ミニボートの保険加入促進、ミニボート購入者に対する安全講習会受講の義務付けや、ミニボート所有者の組織化等の対策を検討するよう国土交通省への働きかけについて要望をしています。

以上4つについて昨年は要望したわけなのですが、今年度も継続してあげるかどうか、内容的にもどうするべきかというところ、また新たに挙げるべき要望がありましたらご意見を出していただき、御協議いただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

議長 ただいま事務局から説明ありましたが、これについて皆さんから御意見等ありましたらお願ひします。従来どおりでいいのか、何かプラスするのか、あるいはマイナスするのか、あるいは変更するのか、ということです。以前、やってもやっても国が全然動いてくれないものは諦めて引っ込めようかという話も出たのですが、いやいや正論だったら引っ込める必要はないから維持しようとなつたという経緯もありましたけれども。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 ミニボートの規制なのですが、近年ミニボートだけではなくて、カヌー、シーカヤック、あれも前はほっとけばテトラの内側など岸ばっかりでの利用者だったのだけれど、近年どうも航路とかちょっと穏やかなとき若干沖合まで出ている事例があります、報告もあります。ミニボートだけではなくて、海を利用する人全てに何らかのルール作りというものをしてもらってはどうでしょうかと思いますがどうでしょうか。

議長 ある程度沖に出てくる何らかの船を要する人々、カヤックも含めてね。

鈴木委員 そう、海を利用するのであれば、何らかのルールを。

議長 ただ、ここで例えば陸から、岸壁から釣っている人まで入れなくてもいいかなと。何らかの乗り物に乗っているってことでしょう。

鈴木委員 はい。

議長 シーカヤックも見ますものね、酒田もね。あと、今足踏み式のシーカヤックみたいなものもありますよね、自転車のようになっているもの、名前はわからないけれども。いろんなものが確かに出てますよね。

鈴木委員 だから、やっぱり海を利用するには最低限のルールがあつてもいいと思うのですけど。

議長 今、釣りのYouTubeの動画、あれも、ミニボート、シーカヤック、足で踏んで走る船

での釣りの動画が結構出ているのですよ。あれを見ると、結構皆さん、魚探をつけて動画を撮っているので、結構深いところまで行っているのがわかりますよね。あれが相当ブームになっていて、あれを見て、じゃあ私もこれ買ってやってみようみたいな人は、手軽だから増える一方なのかなという気はします。私も、ミニボートの少なくとも航行区域、岸から1キロ以内とか、本当に決めてほしいと思うのですけれども、これは毎回要望で出しているけれどもなかなか通らない感じがあって、歯がゆい思いはしているのですけれども、それに今のシーカヤック等の動力を使わないものも含めて何らかの規制が必要なのではないかということはあります。ちなみに、私、シーカヤックについて酒田沖の一番遠いところで見たのは、水深40メートルのところを漕いでましたから。何だろうとよく見たらカヤックなのですよね。魚探で見たら水深40メートルのところを走っているのですよ。ただ、見えないのですよね。ミニボート以上にシーカヤックは何もないから、本当に水面からちょっとしかないので、頭しか見えないから、あれは怖いと思いました。ぶつけたら大変なことだと思いました。まあ、ああいったものを全般に岸から1キロくらいだったらあんまり漁船なんかとも競合はしないと思うのですが、水深数十メートルのところに来られれば、完全に競合しますから、確かに危険は危険なのですよね。だから、今言ったように、ミニボートプラスそれ以外の非動力船とでもいうのか、ボート類とでもいうのか、よく海水浴場でレンタルするような手漕ぎボートで行く人はいないけど、どうなのですか、シーカヤックというのは、あんな沖で見るということは結構な距離漕げるということですか。

伊原委員 このミニボートの件は鈴木委員と同じでどんどん世の中が多様化している訳だから、そういうものを盛り込んで要望事項は継続した方がいいと思います。

議長 あと、この要望事項に反射板と書いてあるけれど、これはレーダー反射板のことを言いたいのでしょう。よく漁業者的人は言いますよね、ミニボートにレーダー反射板を付けてもらえると見つけやすいということを。ただの反射板としか書いてないから、これはレーダー反射板と書いた方がいいかなと個人的には思っていたのですけれどもね。ミニボートプラスαのことでの意見を出してみたいと思います。他にありますか。

鈴木委員 クロマグロの資源管理、今回相当定置に対しての細かい部分が要望事項にあります、定置の方が規制へのプレッシャーというか要望というかが漁調連の方に来ているのですか。

議長 定置は入ってしまった場合全部出さなくてはならないという問題があるので、やはり影響が大きいです。山形県は定置に入るマグロが少ないですけど、他県は定置に入るパーセンテージが大きいので、山形県よりはずっと問題意識が高いみたいですね。

鈴木委員 まぐろを狙う定置とそうでない定置と相当考え方、温度差があると聞いているものですから。

議長 新潟県などは佐渡の定置でマグロを獲っているから影響が大きいのではないでしょか。一時期新潟県の定置に入ったマグロがだいぶニュースで流れましたよね、ようやく獲れた、みたいな。定置について事務局は何か情報ありますか。

事務局 全国的に見ると、漁船漁業よりも定置で多く獲れるという県が結構あるようです

た。

議長 だいたいじやあ要望事項は、先ほどのミニボートに乗り物、船舶というのかわかりませんけれども、それを含めて拡充した内容でということで意見を出してみたらどうかということは提案してみたいと思います。他にないようであれば、基本的にはこの内容でよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では皆さんから承認いただいたということで、1号議案はこれで終了したいと思います。

第2号議案 新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の協議事項について

議長 では、続きまして、2号議案、3海区協議会の協議事項の山形県の回答案になります。事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 資料の2は今日お配りした差し替え版の方をご覧ください。今年度の3海区連絡協議会につきましては、残念ながら対面での会議は開催しないことになり、書面での回答を行うこととなりました。今回は、秋田から1つ、新潟から2つ、合計3つの照会事項に対してどう回答するか、御協議いただきたいと考えております。まず、秋田海区から提出された照会事項について御説明させていただきます。（資料を読み上げる）まず、秋田については以上でございます。

議長 はい、今、山形県からの回答案の説明がありましたけれども、これについて御意見等ありましたらお願いします。

飯塚委員 漁場基点で1か所ないところはどこですか。新潟との境ですか。

事務局 いえ、県境ではありませんで、佐藤主査、海共2号と3号の間の基点でいいですか。

伊原委員 海共2号と3号は酒田と鶴岡の境だから、庄内空港のあたり。

佐藤主査 今、伊原委員がおっしゃった、酒田と鶴岡の間のところなのですが、元々は標柱があったのですが、倒れてしまったりして、環境の方が標柱の設置になかなか耐えられなくて、緯度経度はもう測ってわかっていますので、今度の漁業権切替えのときは緯度経度を表記することになっているので、そこは問題ないという認識であります。

飯塚委員 GPSで把握しているから、標柱のないところにまた設置するということは考えていないのですね。

佐藤主査 何回か設置しても、砂でもう耐えられなくてできない状況だったのです。

飯塚委員 実際になくてもGPSで確認しているなら、なければなくていいことなのだろう

な、はい、わかりました。

議長 はい、では山形県の回答案、修正点ございませんか、皆さん。よろしいですか。

一同 一異議なし

議長 はい、ではこの内容で秋田海区からの照会事項について山形県の回答にしたいと思います。では引き続き事務局から新潟県からの1つ目の御説明をお願いします。

事務局 はい、では新潟海区の1つ目の事項について、御説明します。(資料を読み上げる)
新潟からの1つ目の事項については以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。ここにもプレジャーボート含めてミニボートが出てきましたけれども、この山形県の回答案について、皆さん御意見ありましたらお願いします。実際に冊子の配布、リーフレット配布、過去に何回かやっていますしね、実績はありますので。ミニボートに対する看板はあくまで小型定置に迷惑をかけないようにという内容の広報なのですね。

事務局 看板についてはそうです。

議長 ミニボートの航行安全全般というわけではないですね。

事務局 全般ではないです。

議長 ここは具体的な場所はどこなのでしょうか。

事務局 堅苦沢の定置の方にそういったトラブルがあるという御相談をいただいて、2か所表示しているのですが、堅苦沢マリーナ脇のフェンスのところ1つと、砂浜の方に降りていく階段がありますが、階段のおりきったところにまた一つ看板を立てて、利用するときに通るような動線に立てているということです。

議長 はい、わかりました。ミニボート全般に対するそういった表示物はないですね。ミニボート全般について、ミニボートの航行安全や漁船とのトラブルに関する表示物はないですか。ミニボートが出るところはだいたい決まっていると思うのだけれども、県の方ではミニボートを海に降ろしている場所は把握しているのですか。

事務局 ここで降りているというところはいくつか聞いて把握してはいます。

議長 酒田も何か所かありますものね、大浜の浜から出したり、最上川の河口から出したりしているようですけれども。まあ、現に何をやっているかなので、やっていないことは書けないので、実際山形県でやっていることというのにはこんなところででしょうね。県と別に漁協が何か独自でやっている活動はありましたか、今のところないですかね。

一同 (特になし)

議長 わかりました。やっていることしか書けないので、私もだいたい把握しているところはこんなところかなと思うのですが、皆さん何か情報もっていらっしゃいますか。一道委員。

佐藤一道委員 回答案はこのままだと思います。今、気が付いたところですけれども、漁港であったり、海水浴場であったり、港湾であったり、河川のスロープの部分であったりと、考えてみると管理者が違うので、看板設置をここにしたいと働きかけや呼びかけになると、またこれ少し変わってくるのだなと思ったのですね。それはたぶん秋田でも新潟でも同じで、漁港部だったり、またその近隣の場所であったりは水産行政サイドで調整が聞くところではあるのかもしれませんけれども、河川からとなってくるとまた変わってきます。ところが、川と水は繋がっていますから、影響があるところの海域に出られるとやっぱり困るということが出てくると思うので、回答案はこういうふうに話もされてきたのでこのままですけれども、今後の課題としてはそういう点があるのでないかなと思って発言しました。

議長 そうですね。共通の看板を作ったからといってバンバン貼つていけないしね、その問題ありますよね。他には皆さん、特に御意見ないですか。

一同 (特になし)

議長 では、新潟海区からのミニボート問題についての回答はこんなところでよろしいですか。

一同 一異議なし

議長 はい、ではこの内容で回答したいと思います。

次に、新潟海区からの2番目の照会事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、では新潟海区の2つ目の事項について、御説明します。(資料を読み上げる)
御説明は以上でございます。

議長 はい、今の回答案について、御意見等あればお願いいいたします。そうすると、山形県は、現状どうしていますか。河口は確定していないという回答になるのですか。

事務局 この地点ですということを明確にお示ししてはいない状況です。河口の方が大きく形が変わるというところもありますので、この緯度経度の場所ですという形ではお示しはしていない状況です。

議長 でも結局、海共第2号も最上川が入っている訳だけれども。

伊原委員 ちょっと参考まで。さっきの2号海区の漁業権消滅区域の中に最上川の取り扱いはどうなっているのか、あそこに入っていますか。

渡邊主査 消滅区域で除外する区域としてということですか。

伊原委員 うん。

渡邊主査 今、例えば海共第2号の今日の資料でもあるのですけれども、基点を結んだ線分と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域から消滅区域を除いた区域というふうな形になっていて、消滅区域のところが最上川と。

伊原委員 あそこにその点がありますかということです。

佐藤主査 最上川河口の部分がさっきの漁場計画の説明がありましたけど、これの2号のところの除くところの20番、21番というところが河口に当たるところ、消滅区域としての河口の部分の20番、21番が。。

伊原委員 すると、南防波堤と言われるところの海と川の境目に点があるということですか。

佐藤主査 そういうわけではなくて、あくまでも消滅区域としての点ということになります。

伊原委員 そうすると、最上川の境目の河岸のところの消滅区域のポイントとしてはどこになるのですか。

佐藤主査 今現在、緯度経度で明確にはなっていないことになります。

伊原委員 要は、2号海区の南側の防波堤の一番内側というか、そこの陸との境目の点というのは、最上川の河口のところにあるわけだ。その点が明確になっていますか。最上川との境に南防波堤がある。そのところには当然消滅区域の点があるわけだ。その点は河口のどの辺にあるのですか。わかりました、後でいいです。

加賀山課長 川の真ん中を線が通っているイメージです。今おっしゃるとおり、南防波堤の各基点のところにくっつくような感じ。だから、川を横切ったような線ではないのです。図面を後で見ていただければ。

伊原委員 その点の海側は海となるわけだ。

加賀山課長 そうも言いきれない。

議長 図を見てみないとわからないですね。

伊原委員 わかりました、あまり明確でないということですね。

議長 最上川の河口について昔1度議論したことがある。そしてそのときの表記だと、集合区分が埋まらない、閉じないのでよ、確か。で、この表現間違っているぞと何年か前に言って直したのだよね、確かその後でね。

伊原委員 でも、他の小さい河川は大きいトラブルはないのですが、最上川に関しては、スズキ釣りの人たちとトラブルがあるので、やはり海面と内水面の境界は明確にしておくべきと思います、今すぐどうということはないけど。

議長 そうなると、この回答は間違いではない、検討しようということなので、このとおりということなのですね。新潟県は大河川がいろいろありますからね。これについては、難しい問題ですけれども、山形県の回答案に間違いはないみたい、これが現状なので、課題も含めて回答するということなので、これはこれでよろしいですか。

一同 一異議なし

議長 新潟県あたりは内水面と海面のトラブルってあるのですかね。こういったテーマを出してくるということは、あるのでしょうか。はい、ではこれはよろしいですね。3つ目の照会事項も回答案のとおり3海区の方に出したいと思います。ということで、本日の第2号議案まで終わりました。その他ということで、まず委員の皆さんから何かありましたらお願ひします。

一同 (特になし)

議長 事務局の方から何かありませんか。

事務局 次回の委員会なのですが、間が空きまして、10月になります。10月の休市日となりますと、10月の4日、18日、25日です。

議長 私は10月18日はダメです。10月4日、10月25日、どちらかダメという方いらっしゃいますか、皆さん10月は大丈夫ですか。

伊原委員 たぶん25日はダメだ。漁協の行事を見て、午前中理事会であれば、午後から入るから。

議長 では次回、10月4日1時半から海区委員会を予定させていただきます。今日は皆さんお疲れ様でした。

上記のとおり第 415 回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和4年7月26日
山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄 

委員 佐藤 一道 

委員 佐藤 栄一 